

改正

平成20年3月28日市長決裁

令和6年3月4日市長決裁

狛江市工事請負指名競争入札参加者指名基準

(目的)

第1条 この基準は、狛江市契約事務規則（昭和39年規則第8号）第37条に基づき、狛江市が施工する工事の請負に係る指名競争入札に参加させようとする者（以下「入札参加者」という。）の指名について必要な事項を定め、もって指名競争入札の厳正かつ公正な執行を図ることを目的とする。

(適格性の判定)

第2条 狛江市指名業者選定委員会等（以下「委員会等」という。）は、指名競争入札に参加する資格を有する者につき、次に掲げる事項を調査し、発注しようとする工事（以下「発注工事」という。）についての適格性を判定するものとする。

- (1) 経営及び信用の状況
- (2) 不誠実な行為の有無
- (3) 手持工事の状況
- (4) 既発注工事の施工成績
- (5) 技術者の状況
- (6) 発注工事施工についての技術的適性
- (7) 他官公庁工事及び民間における実績の有無
- (8) その他考慮すべき事情

(指名方法)

第3条 委員会等は、発注工事の標準金額に対応する資格を有する者のうち、前条の規定により適格性を有すると判断された者（以下「適格者」という。）につき当該発注工事の標準金額に応じて別表に定める工事の種類ごとの金額に対応する各等級区分に記載された者のうちから指名するものとする。

2 委員会等は、前項により入札参加者を指名する場合には、次の各号の一に該当する者を他の適格者に優先して指名することができる。

(1) 発注工事が前回施工工事（以下「前回工事」という。）と関連する場合の前回工事の施工者（ただし、前回工事の施工成績が良好でないものは除く。）

(2) 発注工事が既発注工事並びに他官公庁及び民間工事（施工中のものに限る。以下「既発注工事等」と総称する。）と関連する場合の既発注工事等施工者

(3) 既発注工事の施工成績が優秀な者

（直近上位又は直近下位の有資格者の指名）

第4条 委員会等は、特に必要があるときは、前条第1項にかかわらず、適格者につき発注工事の標準金額に対応する資格の直近上位又は直近下位の資格を有する者のうちから指名することができる。

2 前項の規定により、発注工事の標準金額に対応する資格の直近上位又は直近下位の資格を有する者を指名することができる場合は、次のとおりとする。

(1) 前条第2項各号の一に該当する者であるとき。

(2) 発注工事が特に緊急を要する工事であるとき。

(3) 発注工事が特別な技術を要する工事であるとき。

(4) 狛江市内に入札参加資格を有する本店又は支店があるとき。

3 第1項の規定により、発注工事の標準金額に対応する資格の直近下位の資格を有する者を指名することができる場合は、次のとおりとする。

(1) 前条第2項各号の一に該当する者であるとき。

(2) 発注工事が特に緊急を要する工事であるとき。

(3) 発注工事が特別な技術を要する工事であるとき。

(4) 発注工事の標準金額が、工事の種類ごとの金額に応ずる等級区分の下限に近い場合の工事であるとき。

（直近上位以上の有資格者の指名）

第5条 前条第2項の規定にかかわらず、前条同項第2号又は第3号に規定する工事その他発注工事の性質又は目的により、第3条又は前条に定めるところにより難しいものについては、適格者につき、当該発注工事の標準金額に対応する資格の直近上位以上の資格

を有する者のうちから指名することができる。

(指名の制限)

第6条 第4条第3項の規定により直近下位の資格を有する者を指名する場合には、直近3年間における1件の工事最高経歴が発注工事の予定価格の3分の1に達しない者は、指名することができない。

2 前項の規定にかかわらず、その者の営業の規模その他の条件を勘案して、発注工事につき施工能力を有すると認められるときは、指名することができる。

3 次の各号のいずれかに該当する者は指名業者の選定対象としない。

(1) 入札執行者の指示に従わない等不誠実な行為のある者

(2) 市が発注した契約の履行が不適正である者

(3) 経営状況が著しく不健全である者

(4) 前各号に掲げるもののほか、指名することが不適当と認められる者

(指名業者数)

第7条 当該発注工事の標準金額に対応する指名業者の数は、次表のとおりとする。ただし、共同企業体及び特別な技術を要する工事、その他工事の性質又は目的により選定する者の数がこれに満たない場合は、この限りでない。

標準金額	指名業者数
1億円以上	10社以上
5,000万円以上1億円未満	8社以上
1,000万円以上5,000万円未満	6社以上
1,000万円未満	4社以上

付 則

この基準は、平成4年4月1日から適用する。

付 則 (平成20年3月28日市長決裁)

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

付 則 (令和6年3月4日市長決裁)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

## 別表（第3条関係）

工事の種類	発注標準金額	等級
土木工事（道路舗装工事、水道施設工事、下水道施設工事及び一般土木工事）	1億5,000万円以上	A
	6,000万円以上1億5,000万円未満	B・C
	3,000万円以上6,000万円未満	B・C・D
	3,000万円未満	C・D・E
建築工事	2億円以上	A
	8,000万円以上2億円未満	B・C
	3,000万円以上8,000万円未満	B・C・D
	3,000万円未満	C・D・E
設備工事	5,000万円以上	A
	1,000万円以上5,000万円未満	B・C
	1,000万円未満	C・D・E